

令和7年度熊本県トイレコンテナ購入に係る公募型プロポーザル実施要領

＜担当部署 及び 提出先＞

熊本県環境生活部環境局自然保護課

住 所 〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号（県庁新館5階）

TEL 096-333-2274

E-mail shizenhogo@pref.kumamoto.lg.jp

1 目的

移動可能で、上下水道への接続なく使用できるトイレは、施設整備が困難な自然公園のトイレ不足解消や断水・災害時のトイレ確保策として有効な設備である。

今般、このようなトイレを購入及び設置することで、平常時の自然公園における受入環境向上と発災時の避難所における良好な生活環境確保を図る。

2 納品物品の概要

(1) 物品

トイレコンテナ1台（洋式トイレ1基を備えた個室を2室以上）

(2) 仕様

必要な機能を有するトイレコンテナ1台を納品及び設置する。

求める機能等の詳細は、別紙「令和7年度熊本県トイレコンテナ購入に係る仕様書」のとおり。

(参考) トイレコンテナの要件

【平常時】

- ・快適かつ十分な数（基数及び使用可能回数）のトイレを確保できること
- ・ユニバーサルデザインにより、誰もが使用可能なトイレであること
- ・火山ガスによる腐食や寒冷地※といった自然環境下であっても、長期間安定して使用できること
- ※最寒月の日最低気温の月平均が－5℃以下となる地域
- ・山間部やイベント会場など給排水施設が未整備な場所でも安定して使用できること

【発災時】

- ・発災後、速やかに避難所等へ移送し、設置完了できること
- ・ライフライン停止後に水や電気の供給が止まっても、独立して稼働できる、又は代替策とオプション等により対応ができること

(3) 納品場所

納品場所は、阿蘇くじゅう国立公園区域内の阿蘇山上の駐車場を予定（詳細は納品時に別途指定する）。

(4) 納品期限

委託契約締結日から、令和8年（2026年）3月20日（金）までとする。

(5) 納品にあたっての見積上限額

29,800,000円（税込）

上記金額は契約時の予定価格ではなく、あくまで規模感を示すための上限額。なお、納品に必要な建築許可等の手続きに要する経費等も含める。

3 参加方法等

最適なトイレコンテナの確保を目指すため、幅広い提案を享受し、高度な技術力によるトイレの快適性や実用性に加え、災害時の運搬方法、保証・サポート体制、環境影響など様々な観点から検討できるよう、公募型プロポーザル方式により実施する。

(1) 参加資格要件

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

②次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者にあつては、裁判所からの当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者にあつては、裁判所からの当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分の期間中である者。

③消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。

④宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

⑤当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下（「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) スケジュール

令和7年7月 7日（月）	参加表明書等	受付開始
7月 7日（月）～14日（月）	質問書	受付期限
～16日（水）	左記を目途に随時回答	
7月30日（水） 17時必着	参加表明書	提出締切
8月 6日（水） 17時必着	企画提案書等	提出締切
8月19日（火）	審査会（プレゼンテーション）	
8月下旬	選定事業者への見積徴取	
	契約締結	

(3) 質問について

- ＜受付期限＞ 令和7年7月14日（月）
- ＜回答期限＞ 随時回答（令和7年7月16日（水）を目途に随時回答）
- ＜提出書類＞ 質問書（様式1）
- ＜提出方法＞ 実施要領表紙の提出先に電子メールで送付すること（電話やファックスでの質問は一切受け付けないものとする）
- ＜提出先＞ shizenhogo@pref.kumamoto.lg.jp
- ＜回答方法＞ 準備次第、質問者の名称等を伏せてとりまとめ、随時、本県のホームページで公表する。

(4) 参加について

- ＜提出期限＞ 令和7年7月30日（水） 17時必着
- ＜提出書類＞ 参加表明書（様式2）及び下記のア～カの添付資料
 - ア 会社概要（様式3）
※会社パンフレット等があれば様式に加えて1部添付すること
 - イ 誓約書（様式4）
 - ウ 登記事項証明書
 - エ 印鑑証明書
 - オ 納税証明書（原本）
 - ・消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書
 - ・県税に未納がないことの証明書
 - カ 委任状（任意様式）
本店の代表者から支店、営業所等の代表者への契約行為の権限を委任する場合に限る。

ウ～オについては、3か月以内に発行されたものを提出すること。

なお、令和7年度（2025年度）熊本県の入札参加資格を有している者は、上記ウからオまでの書類を省略することができる。

海外に拠点を置く法人の場合においては、上記に準じ個別に提出物を確認する。

- ＜提出方法＞ 電子メール（様式等任意）
- ＜参加辞退＞ 参加表明後に辞退する場合、電子メールにより報告のこと

(5) 企画提案について

- ＜提出期限＞ 令和7年8月6日（水） 17時必着
- ＜提出書類＞ ①企画提案書（様式5）
②審査項目一覧（様式5別紙）
③見積書
④事業者の取組に関する申出書（様式6）
⑤必要関係資料
- ＜提出方法＞ 提出書類は、紙媒体で郵送又は持参により提出すること。
企画提案書は、様式のほか、概要（2頁程度。A4用紙1枚まで）と提案（20頁程度。A4用紙10枚程度まで）で1式とする。
様式以外は任意とする（A3の1頁はA4の2頁分として扱う）

審査項目一覧のみ紙媒体に加え、電子データでも納品すること。

＜必要部数等＞ 正本 1 部、副本 7 部

企画提案は、見積上限額の範囲内で 1 台（1 案）とする。

（6）注意事項

- ・提出書類は、県が必要に応じ複写することがあるが、本プロポーザル及び検討以外の目的で使用するのではない。
- ・企画提案に係る費用は、参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。
なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、熊本県情報公開条例第 7 条第 3 項イの規定により非開示になる。開示・非開示の判断は、同条例に基づき県が客観的に判断する。

4 見積書について

次のとおり見積書を作成するものとする。

- ・企画提案書とともに提出する見積書は、消費税及び地方消費税、納品及び登録に係る一切の費用（建築許可申請等は費用に入るものとする。）を含むこと。
- ・標準装備でないオプション等を追加して提案する場合、その費用についても見積書に含めること。
- ・企画提案にないオプションやアイデア等がある場合は、その後の協議や比較の参考とするため審査項目一覧に概要等を記載すること。
- ・通常の維持管理費用（定期的なメンテナンス等）は見積に含めない。一方で、定期的に発生するメンテナンス等に要する費用は、重要な要素であるため、年間維持費の概算を“企画提案書”に記載すること。

5 審査会及び受注者の選定方法について

（1）審査会の概要

参加者によるプレゼンテーション（事業説明）及び審査員への質問対応の結果、評価点が最も高い者を受注者として選定する。内容は以下のとおりとし、審査項目及び配点は別紙「令和 7 年度熊本県トイレコンテナ購入に係る公募型プロポーザルに係る審査の視点」のとおりとする。

＜審査日程＞ 令和 7 年 8 月 19 日（火）＜予定＞

＜審査会場＞ 熊本県庁 庁内会議室 ＜予定＞

＜説 明 者＞ 最大 5 名

＜審査時間＞ 最大 40 分（プレゼンテーション 30 分、質問対応 10 分）

＜留 意 点＞ 実績等のアピールポイントや提案する製品の仕様、追加オプションの内容について説明すること。

ただし、企画提案書と全く異なる内容の説明は認めない。

＜会場機器＞ プレゼンテーション時はパソコン等の電子機器の使用を可能とする。

※日程、会場、機器等の詳細は、審査会前に別途通知する。

＜書類選考＞ 参加資格要件の適否等を事前確認し、要件を満たす参加者を対象に審査会を実施する。なお、参加者が 6 者以上の場合、審査会前に審査員による書類選考を行い、5 者程度まで絞り込むことがある。

- ＜審査概要＞ ①審査会において、別途定める審査項目に沿って審査する。
②企画提案書等に基づくプレゼンテーションについて審査する。
③参加者の実績や組織体制、技術力等を金額面と含めて総合的に審査する。

(2) 本プロポーザル及び審査会の成立

参加者が1者となった場合でも審査を行い、評価点が6割以上（採用基準点）であれば候補者として決定する。

採用基準点は、4人全員が各150点以上、合計で600点以上とする。

(3) 失格について

次の事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

- ・この要領に定める提出方法や期限等に適合しないもの。
- ・この要領に定める様式及び記入要領に示す条件に適合しないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。
- ・その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為が認められたもの。

(4) 審査結果の通知について

審査会により委託先の候補者を決定した後、速やかに審査結果を参加者へ個別にメールにより通知する。

6 契約方法について

(1) 契約方法

委託先の候補者と県は、企画提案の内容を基にして、履行に必要な具体的な条件等の協議、調整を行い、これが整った上で契約を締結する。

なお、協議等が整わない場合は、次点者が、あらためて県と協議を行う。

(2) 契約保証金

契約に際しては、熊本県会計規則により、基本的に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納める必要があるが、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金を免除することがある。

契約保証金の納入に関しては、県から納入通知書を発行するので、支払期限までに、金融機関等に納入すること。

7 その他留意事項について

(1) 見積対象外経費

- ・ガソリン、光熱費等のランニング経費
- ・消耗品類
- ・用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費

(2) 特記事項

- ・課題や問題点に係る対応及び仕様書等に定めのない事由が発生した場合は、県と十分に協議を行うこと。

- ・ 納品にあたっては、随時、進捗状況を報告すること。
- ・ トイレコンテナの納品で知り得た情報については、他人に漏らし又は自己の利益とするために利用することができない。契約終了後も同様とする。
- ・ 個人情報の保護については、十分な注意を図り、流出・損失が生じないこと。
- ・ 本業務により納品されたトイレコンテナの画像は、商標権等があるものを除き、熊本県が広報上必要なものに利用することができるものとする。
なお、著作権人格権によって保障される各権利については、県と受注者において契約時に相互に確認し、必要に応じた特約等を結ぶことも想定される。
- ・ 県は、トイレコンテナの納品にあたり、受注者が必要とする資料や情報等の提供にできる限り協力する。